

# **岐阜大学総合研究棟施設整備事業**

## **落札者決定基準**

平成 15 年 2 月 28 日

**岐阜大学**

- 目 次 -

1 . 総則 .....	1
2 . 落札者決定までの流れ .....	2
3 . 競争参加資格確認審査 .....	3
4 . 入札書及び入札提案内容審査.....	7
5 . 基礎審査の内容.....	8
6 . 定量化審査の内容.....	9
7 . 落札者の決定.....	12

## 1. 総則

本「落札者決定基準」は、大学が「岐阜大学総合研究棟施設整備事業」(以下「本事業」という。)を実施する選定事業者(以下「事業者」という)を選定するに当たり、最も優れた提案者を選定するための評価基準の方法を定めるものである。また、この基準は入札に参加しようとする者に交付する「入札説明書」と一体のものである。

本事業を実施する事業者には本事業の設計、建設及び維持管理に関する専門的な知識やノウハウが求められるため、事業者の選定にあたっては総合評価一般競争入札方式を採用し、入札価格のほか、施設計画及び維持管理計画の提案内容、要求水準書との適合性並びに資金計画及びリスク分担を含む事業計画の妥当性・確実性等の各面から総合的に評価する。

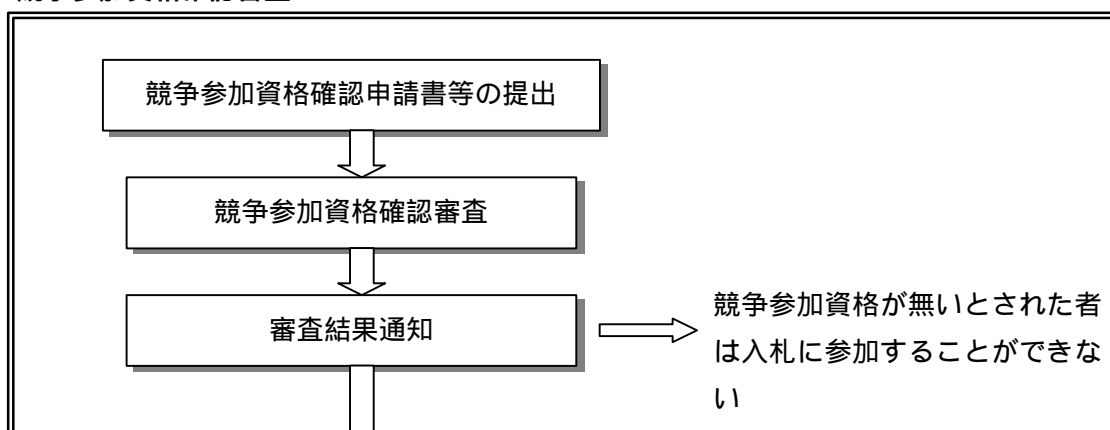
本「落札者決定基準」は、総合評価一般競争入札方式により落札者を決定するための基準として示すものである。

なお、本「落札者決定基準」で使用する用語の定義は、同一の名称によって入札説明書において使用される用語と同一のものである。

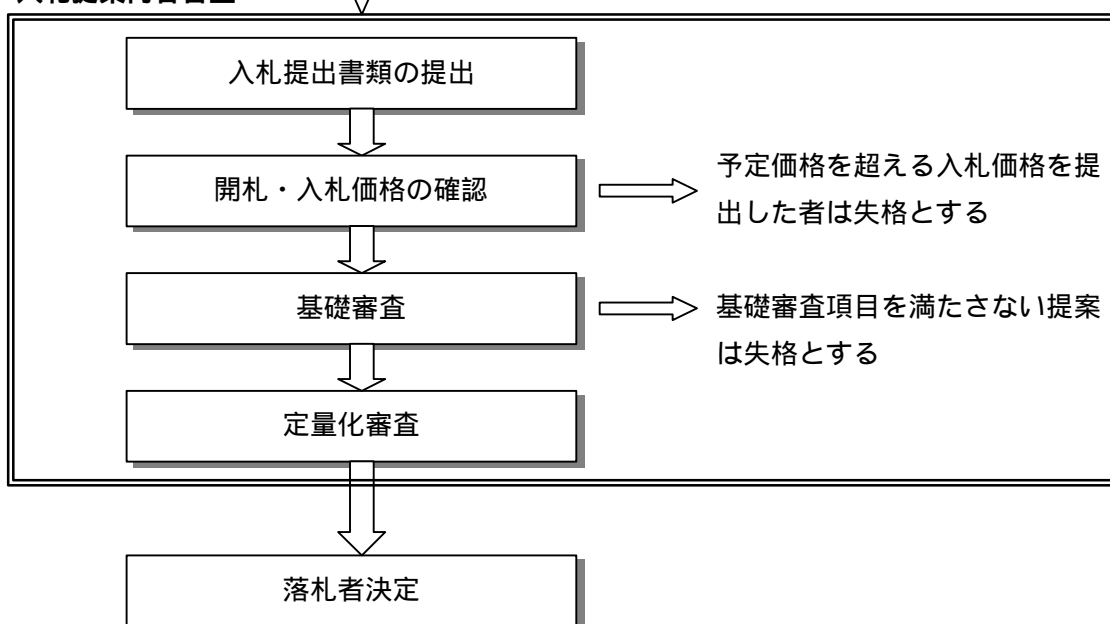
## 2. 落札者決定までの流れ

落札者の決定は、入札参加資格審査と入札書及び入札提案内容審査の2段階に分けて行う。

### 競争参加資格確認審査



### 入札書及び 入札提案内容審査



### 3 . 競争参加資格確認審査

入札に参加しようとする者からの競争参加資格申請書類等をもとに、入札説明書に示す入札参加者が備えるべき要件等の具備を大学において確認し、競争参加資格が確認できない場合は失格とする。

競争参加資格確認審査の確認内容は、表1に示すとおりとする。なお、これらの競争参加資格は、入札参加者から提出された競争参加資格申請書類等に基づいて確認する。

表1 競争参加資格確認審査の確認内容

	確認内容
入札参加者の構成等	代表企業、構成員、協力会社が明確であること。
	設計、建設及び維持管理の各業務に当たる者が明確であること。
	工事監理者に建設企業以外の者が当たることが明確であること。また、資本金面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。
参加資格要件	本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
	予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であり、かつ同令第72条に規定する資格を有する者であること。
	設計及び工事監理に当たる者については文部科学省において平成14・15年度設計・コンサルティング業務に有資格者として登録されている者であること。
	会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続き開始の申立をした者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立をした者にあつては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
	競争参加資格確認申請書等の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、当該支出負担行為担当官から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成6年5月17日付け文施指第83号文教施設部長通知)に基づく指名停止、又は「契約事務の適正な執行について」(平成13年1月6日付け12文科会第108号会計課長通知)別添四記第7物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づく取引停止措置を受けていないこと。
	大学が本事業について、アドバイザー業務を委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社並びにパシフィックコンサルタンツ株式会社が本アドバイザー業務において提携関係にある三井安田法律事務所又はこれらの者と資本金面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
	入札参加企業、あるいは入札参加グループの構成員及び協力会社のいずれかが、他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

	審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。						
設計 に当 たる 者	文部科学省において平成14・15年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。						
	建築士法(昭和25年法律202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。						
	平成5年度以降に担当者(相当程度の責任をもって業務に従事した者)として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者及び主任技術者を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上6階建以上かつ延べ面積5,000㎡以上の校舎又は研究施設						
工事 監理 に当 たる 者	文部科学省において平成14・15年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。						
	建築士法(昭和25年法律202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。						
	平成5年度以降に担当者(相当程度の責任をもって業務に従事した者)として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する者を建築工事・電気設備工事・機械設備工事にそれぞれ専任で配置できること。 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上6階建以上かつ延べ面積5,000㎡以上の校舎又は研究施設						
建設 に当 たる 者	建設に当たる入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社は、文部科学省において一般競争参加者の資格(会社更生法に基づき更正手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。)を有し、「一般競争参加者の資格」(平成13年1月6日文部科学大臣決定)第1章第4条で定めるところにより算定した点数(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記2の点数)が次の点以上であること。 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建築一式工事</td> <td>1,250点以上</td> </tr> <tr> <td>電気工事</td> <td>950点以上</td> </tr> <tr> <td>管工事</td> <td>950点以上</td> </tr> </table> <p>なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。 また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただし、この場合においては、共同して工事を実施する全ての入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。</p>	建築一式工事	1,250点以上	電気工事	950点以上	管工事	950点以上
建築一式工事	1,250点以上						
電気工事	950点以上						
管工事	950点以上						

	<p>提案内容に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき許可を有して営業年数が5年以上ある者であること。</p>
	<p>平成5年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した下記に示す建設工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)</p> <p>なお、複数の建設企業が工事を共同して施工する場合にあっては、そのうち1者が当該施工実績を有すれば良いものとする。</p> <p>鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上6階建以上かつ延べ面積5,000㎡以上の校舎又は研究施設</p>
	<p>以下に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配属できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築工事 <p>一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士若しくは技術士(技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門とするものに合格した者)の資格を有する者、又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。</p> </li> <li>・ 電気設備工事 <p>一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士(技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者)の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。</p> </li> <li>・ 機械設備工事 <p>一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士(技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門(選択科目を「流体機械」又は「冷暖房及び冷凍機械」とするものに限る。)、水道部門又は衛生工学部門とするものに合格した者)の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。</p> </li> </ul>
	<p>平成5年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した建設に当たる者の実績に掲げるそれぞれの工事の経験を有する者であること。</p>
	<p>監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。</p>

維持管理に当たる者	文部科学省競争参加資格(全省庁統一規格)において平成13・14・15年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。
	請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること(証明した者とは、上記アの資格のうち建物管理等各種保守管理の資格登録をしている者)。
	平成5年度以降に、本事業における本施設の維持管理業務と同種業務の維持管理業務実績があること。



#### 4 . 入札書及び入札提案内容審査

##### ( 1 ) 入札価格の確認

大学は、開札時において、入札書に記載された入札価格（事業期間を通じて大学が支払う対価の総額）が予定価格の範囲内であることを確認する。予定価格を超える場合は失格とする。

##### ( 2 ) 基礎審査

入札参加者からの提出書の各様式に記載された内容（以下、「提案内容」という。）が、大学が要求する要求水準書の要求水準及びP 8 で示す基礎審査項目の評価基準を満たしているかどうかを確認する。基礎審査を通過したものは定量的審査に進むことができる。

なお、基礎審査項目を全て満足した提案については、基礎点として50点を付与する。ただし、基礎審査において、1項目でも基準に満たない場合には失格とする。

##### ( 3 ) 定量化審査

「事業計画に係る事項」、「施設計画に係る事項」、「維持管理計画に係る事項」の各評価事項について、審査委員会において定量化審査を行う。定量化審査は、入札参加者の提案内容について、「定量化審査」に示す各評価項目の評価基準に応じ得点（以下「加点」という。）を付与する。

##### ( 4 ) 優秀提案の決定

審査委員会は、基礎点と加点の合計を入札価格で除した値（総合評価値）を算出し、総合評価値が最も高い提案を優秀提案として選定する。

## 5. 基礎審査の内容

基礎審査における審査項目と評価基準を以下のとおりとする。なお、基礎審査項目を全て満足した提案については、基礎点として50点を付与する。

表2 基礎審査項目と評価基準

基礎審査項目		評価基準
事業計画に係る事項	事業スケジュール	実現可能な事業スケジュールとなっていること。
	資金計画の妥当性	税金や割引率 <sup>*1</sup> 等の前提条件が的確となっていること。
	資金調達方法	事業遂行に対する十分な資金が確保されていること。
		資金源、調達額、調達条件（金利等）が明示されていること。
		入札参加企業及び入札参加グループ以外の金融機関を含む金融機関からの、資金計画における資金借入額以上となる融資予定額の関心表明書（LOI）の取得がなされていること。
	資金回収・返済方法	施設整備に係る対価について、大学の支払が元利均等であること。
DSCR <sup>*2</sup> が1.0以上であること。		
事業費	算出根拠が明示されていること。	
	市場価格と極端な乖離をしていないこと。	
	各提出書類の計数の整合性がとれていること。	
施設計画に係る事項	施設計画の性能・仕様	要求水準書に示す性能・仕様であること又は同水準以上の性能・仕様であること。
維持管理計画に係る事項	維持管理業務の仕様	要求水準書に示す仕様であること又は同水準以上の仕様であること。

\*1：割引率の設定は、4.0%とする。

\*2：Debt Service Coverage Ratioの略をいう。

## 6. 定量化審査の内容

### (1) 定量化審査の評価項目

定量化審査においては、基礎審査において基礎点を付与された入札参加者から提出された提案書類の各様式に記載された内容が、「事業計画」「施設計画」及び「維持管理計画」のそれぞれにおいて、表3に示す審査項目の評価基準に適用、優れた提案であると評価される場合に加点を付与する。

表3 定量化審査の評価項目、評価基準及び配点

評価事項	評価項目	評価基準	配点	対応する様式
事業計画に係る事項	リスクへの対応策	付保を義務付けた保険以外の保険の付保（建設時以外における偶発事象に対する確な保険が付保、建設時以外において保険以外でリスクに対する対応） その他のリスクへの対応策	3	様式23
	事業安定化への対応	株主による追加出資または劣後ローンによる対応 配当部分の一部積立て 予備費を含めた資金調達 返済計画は現実的で余裕のあるもの（DSCRは1.1を上回ること。）	2	様式19～22
	小計		5	

評価事項	評価項目	評価基準	配点	対応する様式
施設計画に係る事項	デザイン性	環境及び景観に配慮したデザイン性（色彩、材料等）	3	様式 25, 26, 33～42
	環境保全性	建設副産物の発生抑制・再資源化循環資源に配慮した材料の使用（リサイクル・再資源化の向上、廃棄物の発生抑制等） 近隣及び周辺校舎等への日照障害、テレビ電波障害、排気・排熱、騒音・振動など、建物の高さ、形状等、周辺環境への配慮等負荷の抑制（断熱・日射遮蔽等による熱付加抑制の具体的方策等） 自然エネルギーの利用（自然通風、自然採光、太陽光発電等）	8	様式 25, 27, 33～42
	機能性・快適性	バリアフリー（階段、スロープ、手摺、サインの明瞭さ等） 空調（適切な設備技術による換気方法等） 避難システム・警備設備の適切な計画 合理的な構造であり適切な耐震設計計画	6	様式 25, 28, 33～42
	平面・動線計画	施設の適切な配置 施設全体の動線状況 各室の動線状況 セキュリティシステムや非常時の避難路の十分な確保・誘導表示	6	様式 25, 33～42
	経済性	フレキシビリティ（間仕切り変更等） 保全性（建築材料及び設備機器のメンテナンス容易性等） 省エネルギー対策、コスト縮減工法	8	様式 25, 29, 33～42
	施工品質	品質保証の具体的な方法（ISO取得等） 保証期間	2	様式 25, 30, 33～42
	建設期間の計画性（施工計画）	工事短縮の方策	2	様式 25, 31
	小計		35	

評価事項	評価項目	評価基準	配点	対応する様式
維持管理 計画に係 る事項	維持管理業務実 施体制	時間外・非常時における連絡体制・対応体制を含めた維持管理業務実施体制 昇降機、消防設備、給水設備、自家用電気 工作物の保守点検業務、メンテナンス時間 の設定、時間外・非常時のバックアップ体 制など、保守点検業務体制および業務内容	5	様式 44、45
	維持管理業務全 般	施設の維持管理と整合性の取れた的確な 保守管理業務の提案 具体的で実効性の高い光熱水費等維持管 理コストの削減方策	5	様式 45、46
	小 計	1 0		
合 計		5 0		

## (2) 評価項目の加点方法

定量化審査においては、評価項目において、次に示す4段階評価により加点を付与する。

表4 評価項目の加点方法

評価	評価の意味合い	加点方法
A	当該評価項目において特に優れている。	配点×1.0
B	当該評価項目において優れている。	配点×0.7
C	当該評価項目においてやや優れている。	配点×0.4
D	当該評価項目において優れているとは認められない。	配点×0.0

## 7. 落札者の決定

大学は、審査委員会の評価を踏まえ、優秀提案を行った者を落札者として決定する。なお、総合評価値の最も高い提案が2以上あるときは、当該提案者にくじを引かせて優秀提案を選定する。